

浜松市公告第761号

浜松市環境影響評価条例（平成28年3月24日浜松市条例第48号）（以下、「条例」という。）第25条の規定に基づき環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）及びこれを要約した書類（以下、「準備書要約書」という。）が提出されたので、条例第26条の規定に基づき次のとおり公告し、準備書及び準備書要約書を縦覧に供する。

なお、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、条例第29条第1項の規定に基づき、条例第26条に定める縦覧期間内に、市長に対象事業者に対する意見書を提出することができる。

平成29年8月2日

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
名称 国土交通省
代表者 中部地方整備局長 塚原 浩一
住所 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
名称 一般国道474号三遠南信自動車道（水窪～佐久間）
種類 道路の建設（高規格幹線道路の新設の事業）
規模 道路延長 約14.4km
- 3 対象事業実施区域
起点：浜松市天竜区水窪町 終点：浜松市天竜区佐久間町
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
縦覧する図書に記載のとおり
- 5 準備書及び準備書要約書の提出年月日
平成29年7月31日

6 準備書及び準備書要約書の縦覧の場所、期間及び時間

- 場所 (1) 浜松市環境部環境政策課 (浜松市中区鴨江三丁目1番10号)
(2) 市政情報室 (浜松市中区元城町103-2)
(3) 天竜区役所区振興課 (浜松市天竜区二俣町二俣481)
(4) 水窪協働センター (天竜区水窪町奥領家2980-1)
(5) 佐久間協働センター (天竜区佐久間町中部18-11)
- 期間 平成29年8月2日(水)から同年9月15日(金)まで
- 時間 開庁日の執務時間

7 条例第29条第1項の規定により意見書の提出をすることができる期間及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

- 方法 意見書(縦覧場所に配置及び市ホームページからダウンロード可能)を記入し、直接持参、郵送、FAX又は電子メールで提出
- 期間 平成29年8月2日(水)から同年9月15日(金)まで
(郵送の場合は9月15日(金)必着)
- 提出先 浜松市環境部環境政策課
〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1番10号
FAX:053-450-7013
Mail:kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp